

日立造船株式会社「(仮称) 青森西北沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成31年2月15日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 青森西北沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書について、日立造船株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、青森県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：青森県北津軽郡中泊町、五所川原市、つがる市及び西津軽郡
鱒ヶ沢町の沿岸域及び沖合

原動力の種類：風力(洋上)

出力：最大500,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	平成30年	3月	5日
環境大臣意見受理	平成30年	5月	25日
経済産業大臣意見発出	平成30年	6月	1日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	平成30年	8月	21日
住民意見の概要等受理	平成30年	11月	5日
青森県知事意見受理	平成31年	1月	24日
経済産業大臣勧告発出	平成31年	2月	15日

問合せ先：電力安全課 高須賀、松橋、須之内
電話03-3501-1742(直通)

日立造船株式会社「(仮称) 青森西北沖洋上風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 鳥類の調査について、海鳥及び渡り鳥は調査日によって確認される個体数に大きな差があるため、調査日数及び回数が少ない場合、これらの鳥類の生息状況を把握できないおそれがあることから、地元の複数の専門家から聴き取りした上で、適切な調査日数及び回数を設定すること。
2. 渡り鳥の調査について、春と秋の渡りは年ごとに変動が見られ、短期間に集中することから、周辺の状況を把握した上で、適切な調査時期及び期間を設定すること。
3. 鳥類、潮間帯生物及び海棲哺乳類に係る調査について、調査地点が対象事業実施区域の全域に及んでいないことから、風力発電設備の配置を勘案し、次のとおり適切な調査地点の追加について検討すること。
 - (1) 鳥類のレーダー調査地点に折腰内海水浴場及び平滝沼付近の沿岸
 - (2) 潮間帯生物の調査地点に十三湖河口部前面海域及び平滝沼付近の前面海域
 - (3) 海棲哺乳類の調査地点に小泊半島南側海域及び鱒ヶ沢町の前面海域
4. 風力発電設備の基礎構造は着床式とする計画であるため、基礎の杭打工事により発生する水中騒音が海域に生息する動物に影響を及ぼすおそれがあることから、適切な手法により調査、予測及び評価を行うこと。
5. 海藻草類に係る調査について、調査地点として藻場が分布している沿岸の3地点を設定しているが、対象事業実施区域は海岸線に沿って南北に長いことや風力発電設備が沖合にも設置されることから、当該設備の配置を勘案し、適切な調査地点を追加すること。

(青森県知事からの意見書の写しを添付)